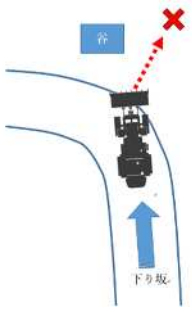



死亡災害等速報

“ 労災による死亡者を、悲しみをゼロに ”

長野労働局

<p>災害発生月</p>	<p>令和4年3月</p>
<p>事業の種類</p>	<p>-</p>
<p>災害の概要 (注1)</p>	<p>小型車両系建設機械(トラクター・ショベル、転倒時保護構造なし、以下「重機」。)を運転し、道路に堆積した落ち葉を押しながら路肩から谷に落としていたところ、路肩から重機とともに約10m転落し、死亡したものの。</p> 
<p>再発防止のためのポイント (関係指針・ガイドライン・通達等)(注2)</p>	<p>落ち葉を谷へ落とすのは手作業で行うなど、重機が路肩に近づかない作業方法を基本とすること。やむを得ず路肩に近づく作業を行う場合には、誘導者を配置し、その者に重機を誘導させる、標識を設置する等の転落防止措置を講じること。</p> <p>上記の必要な措置を徹底するため、あらかじめ作業場所の調査をし、地形等に応じた適切な作業計画を定め、作業を行うこと。</p> <p>転倒時保護構造を有した重機とし、かつ、シートベルトを使用させること。</p> <p>(関係指針・ガイドライン・通達等) 車両系建設機械作業における労働災害防止チェックリスト(令和4年3月更新版)</p> <p>車両系建設機械による死亡災害が後を絶っておらず、路肩から車両系建設機械とともに転落するという災害で、過去1か月の間に2人が死亡しています。</p> <p>車両系建設機械は、建設業を中心に欠かすことができない便利な機械である一方で、ひとたび災害が発生すると、死亡災害等の重篤災害に直結します。</p> <p>連続発生している車両系建設機械による死亡災害に歯止めをかけるため、改めて、安全な作業方法が行われているか確認をお願いします。</p> <p>車両系建設機械による死亡災害等事例 (令和3年10月以降) R3-1・R3-2・R3-4・R4-1・R4-4・R4-6 (右QRコード参照)</p> 

注1) 速報時点で判明している発生状況であり、調査が進む過程で変更となることがある。

注2) 同種災害防止のための一般的な再発防止対策、災害が発生した作業に係る指針・ガイドライン・通達等を示したものであり、必ずしも本件災害自体に対応したものとは限らない。

車両系建設機械作業における労働災害防止チェックリスト

車両系建設機械による悲惨な労働災害を撲滅するため、今一度、次の事項について安全確認をお願いします。

確認事項		☑
1	<p>車両系建設機械を用いて作業を行う場合は、あらかじめ、作業を行う場所の広さ・地形、当該機械の種類及び能力等に適応する作業計画を定め、その計画に基づき作業を行っていますか？</p> <p>また、クレーン機能付きドラグ・ショベルを移動式クレーンとして使用する場合は、移動式クレーン作業に係る作業計画を定めていますか？</p>	
2	<p>車両系建設機械を主たる用途以外に使用していませんか？</p> <p>注意：クレーン機能付きドラグ・ショベルによる荷のつり上げは、クレーン作業モードにより行わないと用途外使用（法令違反）となります。</p>	
3	<p>車両系建設機械の運転は、有資格者が行っていますか？</p> <p>（例）機体重量3 t以上のドラグ・ショベルの運転業務(掘削作業) ：車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)の運転業務技能講習修了者</p>	
4	<p>クレーン機能付きドラグ・ショベルでクレーン作業モードに切り替えて荷のつり上げ作業を行う場合は、移動式クレーン運転に係る有資格者が行っていますか？</p> <p>また、玉掛け業務は有資格者が行っていますか？</p> <p>（例） 当該機械のつり上げ荷重が1 t以上5 t未満 ：小型移動式クレーン運転技能講習修了者 つり上げ荷重1 t以上のクレーン等の玉掛け業務：玉掛け技能講習修了者</p>	
5	<p>運転中の車両系建設機械への接触、つり荷の落下により労働者に危険を生ずるおそれのある箇所への立入りを禁止していますか？</p> <p>やむを得ず労働者を立ち入らせる場合は誘導者を配置していますか？（誘導者を置くときは、合図を定めてください）</p>	
6	<p>車両系建設機械の転倒や転落災害を防止するための措置を講じていますか？</p> <p>（例）運行経路について路肩の崩壊を防止すること、地盤の不同沈下を防止すること、必要な幅員を保持すること（標識やガードレールの設置を含む）</p>	
7	<p>路肩等であって転倒や転落による危険が生じるおそれのある場所では、転倒時保護構造の車両系建設機械とし、シートベルト使用を徹底していますか？（買替時等には必要な重機は転倒時保護構造とするよう努めましょう！）</p>	
8	<p>関係労働者に対して、車両系建設機械に関する安全教育を行っていますか？</p>	

ご安全に！！



“ 労災による死亡者を、悲しみをゼロに ”

 長野労働局 ・ 労働基準監督署

(令和4年3月更新)